

# 保険・年金 フォーカス

## 欧州各国の保険監督当局等が IAIGs指定保険グループを公表

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

5月に入ってから、EIOPA（欧州保険年金監督局）や英国のPRA（健全性規制機構）といった欧州の保険監督当局等が、IAIGs（国際的に活動する保険グループ）に指定された保険グループを公表してきている。

今回のレポートでは、（執筆時点での）こうしたIAIGsの指定の状況について報告する。

### 2—IAIGsとは

IAIGsというのは、英語でInternationally Active Insurance Groupsと呼ばれており、その言葉通りに、国際的に有意なレベルで保険事業活動を展開している保険グループのことを指している。その具体的な選定基準については、IAIS（保険監督者国際機構）がその定量的基準等を定めている。また、IAIGsに対しては、特別な監督・規制が行われることになっている。

#### 1 | IAIGsの選定基準

IAIGsの選定基準のうちの定量的基準は以下の通りとなっている。

##### ① 国際的活動

- ・3つ以上の管轄地域において、保険料が計上されていること
- ・本店所在管轄地域外のGWP（収入保険料）のグループ全体のGWPに対する割合が10%以上

##### ② 規模（3年移動平均）

- ・総資産が500億米ドル以上、または
- ・総収入保険料が100億米ドル以上

ただし、これらの定量的基準に関わらず、限定された状況において、GWS（グループ全体の監督者）と呼ばれるグループ全体ベースでIAIGsの監督に対して責任を有している監督当局が、グループがIAIGsとみなされるかどうかを判断するための裁量権を有している。例えば、(a) 自国の保険事業活

動が重大である場合、(b)合併および買収あるいは売却等により近い将来に基準を満たすあるいは満たさなくなる場合等が想定されている。

## 2 | IAIGs の指定に関する情報の公表

GWS が、IAIGs の指定を公表するが、場合によっては、この開示が法的変更又は規制措置を必要とすることがある。

IAIS は、このコミットメントを達成するための GWS の進捗状況を監視する。IAIS は、GWS によって公開された IAIGs の公開登録を編集する。登録簿には、公開された IAIGs の数と、IAIGs の基準を満たすこと又は監督裁量の行使に基づいて GWS により特定された IAIGs の総数等の情報が添付されることになっている。

なお、具体的にはグローバルに保険活動を展開している数十社程度が IAIGs に該当し、これらの会社で世界の保険料シェアの 5 割以上を占めると想定されている。

## 3 | IAIGs に対する監督・規制

IAIGs の監督のための共通の枠組みとして、IAIS は、2019 年 11 月に、ComFrame (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups : 国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み) を採択している。

この ComFrame の中で、IAIGs に対する監督・規制内容としては、(1)監督当局の枠組み (監督カレッジの組成や危機管理グループ (CMG) の設立)、(2)資本規制、(3)再建・破綻処理計画、(4)グループガバナンス、(5)ERM (統合的リスク管理)、が挙げられている。それぞれの項目の具体的な内容については、今回のレポートの趣旨ではないので触れないが、例えば、「(2)資本規制」について、IAIS は ComFrame の一環として ICS (保険資本基準) を策定中である。

### 3-1 IAIGs の指定保険会社の公表

EIOPA 及び PRA は、IAIGs の指定保険会社について、以下の通りに公表している。

#### 1 | EIOPA による情報開示

EEA (欧州経済地域) の各国監督当局は、IAIGs を特定し、EIOPA に報告する責任がある。

EIOPA は、5 月 12 日に、「2020 年 5 月 12 日現在、EIOPA と独自のリストを共有している欧州の GWS からの情報に基づいて」、9 つの EU 保険グループが IAIGs に特定されていると公表<sup>1</sup>した。具体的には、以下の保険グループである。

Aegon N.V.

Ageas SA/NV

Allianz SE

Assicurazioni Generali S.p.A.

Grupo Mapfre

<sup>1</sup> [https://www.eiopa.europa.eu/content/publication-list-internationally-active-insurance-groups-iaig-eu\\_en](https://www.eiopa.europa.eu/content/publication-list-internationally-active-insurance-groups-iaig-eu_en)

HDI Haftpflichtverband der Deutschen Industrie V.a.G.  
 Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft Aktiengesellschaft in München  
 NN Group N.V.  
 Vienna Insurance Group AG Wiener Versicherung Gruppe

なお、英国は移行期間中ではあるが EU を離脱したため、リストには英国の保険会社は含まれていない。さらに、このリストはあくまでも 5 月 12 日時点のものであり、さらに今後リストに追加されてくる可能性がある」と述べた。

事実、5 月 18 日には、以下の 8 つのフランスの保険会社が追加され、この段階で、EU 全体での IAIGs 指定の保険グループの数は 17 となった<sup>2</sup>。

AXA  
 BNP Paribas Cardif  
 CNP Assurances  
 COVEA  
 Crédit Agricole Assurances  
 GROUPAMA  
 SCOR  
 SOGECAP

この段階での、国別の IAIGs の数は、以下の通りとなっている。

フランス 8  
 ドイツ 3  
 オランダ 2  
 イタリア、スペイン、ベルギー、オーストリア 1

フランスからのグループ数が多くなっているが、これらのフランスにおける 8 つの保険グループの収入保険料の状況は、以下の通りとなっている。

フランスのIAIGs指定保険グループの収入保険料の地域別状況(2019年) (単位:百万ユーロ)

	グループ全体	フランス	その他	地域別	
				欧州	欧州以外
AXA	99,852	26,242	73,610	34,207	39,403
BNP Paribas Cardif(※1)	29.8	12.5	17.3	10.6	6.6
CNP Assurances	33,496	21,630	11,866	5,112	6,754
COVEA	17,400	15,239	2,161	イタリアと英国が中心	
Crédit Agricole Assurances	36,968	29,700	7,268	殆ど欧州	
GROUPAMA	14,381	11,857	2,357	殆ど欧州(含むトルコ)	
SCOR	16,341	6,180(欧州・中東・アフリカ)、7,494(北・中南米)、2,667(アジア・太平洋)			
SOGECAP(※2)	13,422	11,429	1,993	1,605	387

(※1)単位は十億ユーロ、(※2)2018年数値

<sup>2</sup> EU における最新の IAIGs のリストは、以下で確認できる。  
<https://www.eiopa.europa.eu/tools-and-data/registers/list-internationally-active-insurance-groups-iaigs-headquartered-eu-en>

## 2 | 英国の PRA による情報開示

PRA は、5 月 28 日に、英国に本社を置く IAIGs として、以下の 4 社を指定したと公表している<sup>3</sup>。

Aviva plc

Legal & General Group Plc

British United Provident Association Limited

RSA Insurance Group pl

## 4—まとめ

以上、今回のレポートでは、このレポート作成時点までの欧州各国における IAIGs の指定保険会社の状況を報告してきた。

ここまでの欧州各国における IAIGs の指定状況を見ると、それぞれの国における保険市場や保険グループの海外展開の状況等を反映して、国毎にその指定会社数がかかなり異なっている。

グローバルベースでの IAIGs の指定保険会社に関する情報は、IAIS により、7 月以降に開示されることが想定されている。欧州の保険監督当局等は、それに先立つ形で、各国の IAIGs 指定保険会社に関する情報を公表してきている。

北米（米国、カナダ）、日本、中国、スイス等のその他の国・地域からも、IAIGs に指定される保険会社は何社か出てくることが想定されている。欧州の保険監督当局と同様に、IAIS による公表以前に、独自の公表が行われてくることになるのか注目される。

IAIGs の指定に関する状況は、IAIGs に対する監督・規制を巡る状況と共に、関係者の関心の高い事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以 上

---

<sup>3</sup> <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/regulatory-reporting/regulatory-reporting-insurance-sector>